

特別な配慮を必要とする者の受検上の措置の実施状況

※表中の数字は、受検者数を表す。

特別措置の項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 別室受検 ※（ ）内は英語のみ実施の内数	64 (4)	77 (3)	95 (1)
② 英語の聞取りの口唇読み取り	1	1	1
③ 車椅子、車椅子用机の使用	0	1	2
④ 検査問題の拡大	3	1	7
⑤ 拡大鏡（ルーペ）の使用	1	2	0
⑥ 検査時間の延長	5	6	8
⑦ 検査問題の読み上げ	0	1	3
⑧ 検査問題にルビを振る	8	7	23 * 1
⑨ その他 * 2	73	81	109

* 1 令和8年度から、海外帰国生徒等特別選抜において、日本語の理解が十分でない志願者が、特別な措置として「学力検査及び作文の問題用紙、解答用紙の漢字にひらがなのルビを振ること」を希望することができることとした。

* 2 その他の主な項目
座席の配慮、補聴器やロジャー(デジタル補聴支援システム)の使用、説明等の視覚情報の保障、ハンカチやタオル・松葉杖等の使用、薬の服用、ひらがなでの解答の許可 など

○ 令和8年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項（抄） ※一般選抜に係る記載

Ⅲ 一般選抜

第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

- 1 別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式4）に配慮を必要とする内容等を記入し、土曜日、日曜日、休日を除く、令和8年2月16日(月)午前9時から2月26日(木)午前11時までに、紙面により志願先高等学校長に申請する。
- 2 申請のあった高等学校長は、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長(新潟市立高等学校長は、新潟市教育委員会学校支援課長)に報告し、協議する。ただし、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合、協議は不要とする。
- 3 申請期間終了後に、特別な理由により別室受検の措置を必要とする者が出た場合は、中学校長が志願先高等学校長に直ちに連絡し、その指示を受けること。